

第113回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年8月5日(火)

招集場所 米子市役所第2庁舎 第1会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	小林 秀美委員	2番	山中 春夫委員	3番	三島 通政委員	4番	赤木 勇夫委員
5番	井田 律子委員	6番	中本 公平委員	7番	吉澤 一誠委員	8番	安田 浩委員
9番	足立 寛隆委員	11番	池口 稔委員	12番	松林 貢委員	13番	安田 浩史委員
14番	高橋 敦美委員	15番	森中 喜輝委員	16番	矢倉 篤實委員	17番	大太 年廣委員 (部会長)

欠席委員 な し

事務局 高西会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議席の決定
- 4 議事録署名委員の指名
- 5 議事
 - (1) 農地法各条申請審議等
 - ア 第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
 - イ 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
 - ウ 第18号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 6 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分
(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

ただいまから、現地調査に引き続きまして、第113回農地部会を開きます。はじめてですので、最初に各自、自己紹介をお願いします。

(自 己 紹 介)

議長 (大太委員)

そういたしますと、最初に、日程3の議席の決定ですが、米子市農業委員会農地部会会議規則第7条の規定により議席の決定を求めます。

議席の決定は、先ほどの抽選のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

異議なしと認め、議席の決定は先ほどの抽選のとおりとすることに決定いたしました。

それでは、議席番号と氏名を事務局に報告させます。

事務局（大許事務局長補佐）

それでは報告いたします。

1 番小林委員、2 番山中委員、3 番石場委員、4 番赤木委員、5 番井田委員、6 番仲本委員、7 番吉澤委員、8 番安田浩委員、9 番安達委員、10 番遠藤委員、11 番池口委員、12 番松林委員、13 番安田浩史委員、14 番高橋委員、15 番森中委員、16 番矢倉委員、17 番太田委員、以上です。

議長（大太委員）

最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

それでは、議席番号 1 番の小林委員と議席番号 2 番の山中委員にお願いしたいと思います。また本日欠席はございません。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

それでは審議に入ります。初めに、5 ページの議案第 1 6 号をお願いいたします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

6 ページ、番号 1 9 の八幡について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 1 9 の八幡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 9 2 a となります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

1 番（小林委員）

今、事務局が説明されたとおりで、許可要件については、特に問題ないと思われますのでご審議よろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号20の日原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号20の日原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が所有する農地と、譲受人が所有する雑種地を双方の要望により交換しようとするものです。取得後の経営面積は91aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいいたします。

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番委員（松林委員）

事務局が、説明されたとおりで、この関係者は昔より、本家、分家の関係です。耕作の利便のために交換されております。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号21の両三柳について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号21の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は90aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

2番（山中委員）

譲受人が、規模拡大のため売買で農地334㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願い致します。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号22の古豊千等について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号22の古豊千、高島について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、相続人の全員が相続放棄をしたため、家庭裁判所の審判によって選任された相続財産管理人が裁判所の許可を得て、売買によって農地を処分しようとするものです。取得後の経営面積は98aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（森中委員）

相続人の全員が相続放棄をしたため、弁護士の方で財産管理があったわけですが、その間は弁護士が荒廃地になってはいけないということで耕作をしていただいて、今回、買受人が見つかったということで申請されたものです。以上です。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なし）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号23、24の審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である矢倉委員の退席を求めます。

（矢倉委員退席）

議長（大太委員）

そういたしますと、6ページ、番号23大崎について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号23の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は76aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（安田浩史委員）

譲渡人が県外にいるため耕作ができないことから、売買で農地299㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、7ページ、番号24の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号24の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が高齢で耕作ができなくなり、古くから知人である譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は、先ほどの番号23の76aをたして77aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（大太浩史委員）

先ほどの23番の農地と隣り合わせで接していますが、こちらの方は譲渡人が高齢ですが、譲受人の古くからの知人ということで相談事などを譲渡人がのっていたということで、贈与で農地79㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願いたします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

番号23、24の審議を終了しましたので、矢倉委員の着席を求めます。

(矢倉委員着席)

議長 (大太委員)

続きまして、番号25の尾高について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (山本主任)

失礼します。番号25の尾高、泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、姉妹で農地を1/2ずつ共有していましたが、譲渡人が体調不良で耕作ができなくなったため、自分の持分1/2を贈与しようとするものです。取得後の経営面積は248aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします

議長 (大太委員)

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6番 (中本委員)

現状は適切に管理されております。耕作をきちんとするというのをきちんと確認しておりますので、許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長 (大太委員)

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、8ページの議案第17号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

始めに、9ページ、番号18の八幡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（小林委員）

18番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、八幡の畑で面積は668㎡です。既存の駐車場では狭く困っておりまして、隣の申請地に駐車場の拡張をしたいということで今回申請ができました。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあり、場所は住宅が近接する地域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われま。転用について問題はないと思われましますのでよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

番号18について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号19の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

番（安田浩委員）

19番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は496㎡です。申請人は、子どもふたりと南部町で生活していますが、子の面倒を両親に見てもらふこともあつて、申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われま。転用について問題はないと思われましますのでよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

番号19について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号20の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安田浩史委員）

20番の議案について説明します。

申請地は、大篠津町の畑で面積は258㎡です。申請人は家族5人で市内の借家で生活していますが、子どもたちが大きくなり、手狭になってきたため申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくお願い致します。

議長（大太委員）

番号20について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。異議なしと認めます。

続きまして、番号21の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（森中委員）

3番目に現地調査をしたものでございます。

申請人は、西福原から淀江町佐陀に事務所を移転したが、既に貨物ヤードは現地調査したところにあったわけですが従業員社員の駐車場を探そうということで探していたら隣に土地を貸してやるからということがあって、隣の方で従業員の駐車場を置くということで申請をされたということです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。

10ヘクタール未満であるため、転用について問題はないと思われますのでよろしくお願い致します。

議長（大太委員）

番号21について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声)

議長 (大太委員)

異議がないようですので許可申請は適当である旨の意見を認めます。

続きまして、10ページ、議案第18号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。今月は利用権設定が17件、所有権移転が2件ございます。

それでは、13ページ利用権設定各筆明細について、番号8-1から17までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、16筆、14,794㎡、畑に関するものが、20筆、20,093㎡ございます。

番号8-1から番号8-3までは、再設定でございます。

番号8-4は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、179aとなっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号8-5から番号8-17までは、再設定でございます。これは、鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地を貸付けることを目的に農地の中間管理権を取得するものです。

議長 (大太委員)

ただ今、事務局から番号8-1から番号8-17まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

異議がないようですので、決定といたします。

次に、18ページ、所有権移転各筆明細について審議をいたします。番号8-1から番号8-2について事務局から説明してくだ

さい。

事務局（大許事務局長補佐）

所有権移転各筆明細について、説明します。

18 ページ、番号 8-1 ですが、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業の特例事業として買い入れるものです。この農地は、その後、売り渡します。

番号 8-2 は農地保有合理化事業により、鳥取県農業農村担い手育成機構が取得し、貸し付けていた農地を売り渡すものです。経営面積は、1,209 a となっております。

議長（大太委員）

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（大太委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

19 ページ、（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号9から番号12の4件を受理しております。

続きまして、21 ページ、（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号14から番号17の4件を受理しております。

続きまして、22 ページ、（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号16の1件を受理しています。

続きまして、23 ページ、（4）非農地現況証明について、番号7から番号12の6件を証明しています。

続きまして、24 ページ、（5）農地転用現況確認書交付について、番号21から番号26の6件を交付しています。

続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

この常任会議は前会長、仲田さんが出ておられました。先月審議されました4条、5条につきましては全件許可証を交付してお

ります。他に報告するような事項は特になかったということです。

議長（大太委員）

その他ございませんか。

議長（大太委員）

これで今回の議案を終わりたいと思います。あとは連絡事項ありますでしょうか。

事務局（大許事務局長補佐）

（連 絡 事 項）

議長（大太委員）

長い間慎重審議ありがとうございました。これから1年間よろしくお願ひします。

そういたしますと、これもちまして、第113回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時31分